

パラリンピック作業部会の設置について

- 共同実施事業管理委員会設置要綱第 6 条に則って、パラリンピック競技大会に係る共同実施事業について協議するため、「パラリンピック作業部会」を設置する。

○ 部会委員

国	谷口 眞司	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官
	佐藤 智紀	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官補佐
	勝又 正秀	スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課 課長
	安齋 真実	スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課 専門官
東京都	雲田 孝司	東京都オリンピック・パラリンピック準備局調整担当部長
	右島 賢光	東京都オリンピック・パラリンピック準備局総務部調整担当課長
	鵜川 敬	東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部調整課長
	上山 亜紀子	東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部事業調整担当課長
組織委	田中 慎一	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会企画財務局共同実施事業管理部長 兼 企画財務局財務調整担当部長
	石賀 裕	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会企画財務局財務部財務課長 兼 企画財務局共同実施事業管理部事業調整課長
	奥田 修	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会総務局総合調整部調整担当課長 兼 企画財務局共同実施事業管理部調整担当課長
	鈴木 圭	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会パラリンピック統括室パラリンピック統括担当課長